補償契約書

（工事名）に関連して発生した建物等の被害（以下「第三者損害」という。）に対する補償について、当該物件の所有者　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と習志野市（以下「乙」という。）及び　　　　　　　　（以下「丙」という。）との間に次のとおり補償契約を締結する。

（総則）

第１条　乙と丙は、甲の請求により、末尾に記載した家屋等に関して生じた損失に対する補償金を支払い、甲は、この損失に関して本契約に基づくもののほかいっさい要求をしないものとする。

（補償金額）

第２条　補償金額は　　　　　　　　　　円（内消費税額　　　　　　　　円）とし、その内訳は次のとおりとする。

（１）　乙　　金　　　　　　　　　　　　　　円

（２）　丙　　金　　　　　　　　　　　　　　円

（補償金の支払）

第３条　乙と丙は、この契約締結後甲から第２条に定める補償金の支払いについて請求があったときは、速やかに当該補償金を支払うものとする。

（異議の解決）

第４条　この契約による被害補償について、第三者から異議の申出があったときは、甲・乙・丙三者間で責任をもって解決するものとする。

（協議）

第５条　この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲・乙・丙協議して定めるものとする。

この契約の証しとして、本契約書３通を作成し、甲・乙・丙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

　　　　　　年　　月　　日

甲　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名 　 　　　　印

乙　　習志野市鷺沼２丁目1番1号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　習志野市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市長　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

丙　　（会社住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（会社名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（代表者名） 　　　　印

物件の表示

|  |  |
| --- | --- |
| 所 在 地 |  |
| 補償の概要 |  |